

項中「及び技監」を削る。

第244条を削り、第4章中第245条を第244条とし、同条の次に次の1条を加える。

(現地機関の係の設置)

第245条 この規則に規定するもののほか、現地機関又はその分掌組織若しくは分所に、その事務を分掌させるため、係を置くことができるものとし、その設置及び分掌事務の範囲は、当該機関の長があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 試験研究を行う機関又はその分掌組織若しくは分所に、前項に定めるもののほか、科を置くことができるものとし、その設置及び分掌事務の範囲は、当該機関の長が定める。

3 前2項の規定により係又は科を置く機関に、その事務を管理させるため、係長又は科長を置き、主任又は研究員の職以上の職にある職員のうちから、当該機関の長が指定する。

第247条中「室、チーム」を「課」に改める。

附則第2条の見出しを「(建設事務所の関連事業課等)」に改め、同条第1項中「チームのほか、関連事業チーム」を「課のほか、関連事業課」に改め、同条第2項及び第3項中「関連事業チーム」を「関連事業課」に改め、同条第4項中「長野県伊那建設事務所整備チーム」を「長野県伊那建設事務所整備課」に改め、同条第5項中「長野県大町建設事務所整備チーム」を「長野県大町建設事務所整備課」に改める。

附則第3条第3項及び第4項並びに附則第4条第4項及び第5項中「用地チーム」を「用地課」に改める。

別表第5を次のように改める。

(別表第5)(第77条の2関係)

総務事務センター

左欄	右欄
長野県佐久地方事務所	長野県佐久総務事務センター
長野県上小地方事務所	長野県上小総務事務センター
長野県諏訪地方事務所	長野県諏訪総務事務センター
長野県上伊那地方事務所	長野県上伊那総務事務センター
長野県下伊那地方事務所	長野県下伊那総務事務センター
長野県木曾地方事務所	長野県木曾総務事務センター
長野県松本地方事務所	長野県松本総務事務センター
長野県北安曇地方事務所	長野県北安曇総務事務センター
長野県長野地方事務所	長野県長野総務事務センター
長野県北信地方事務所	長野県北信総務事務センター

別表第30中「(別表第30)(第229条関係)を
コモズ・砂防センター」

「(別表第30)(第229条関係)に、
砂防事務所」

長野県犀川コモズ・砂防センター	を
長野県姫川コモズ・砂防センター	
長野県土尻川コモズ・砂防センター	

長野県犀川砂防事務所	に改める。
長野県姫川砂防事務所	
長野県土尻川砂防事務所	

別表第32の1の名称の項中「チーム」を「課等」に改め、同項の次に次のように加える。

長野県私立学校審議会	私立学校法(昭和24年法律第270号)第9条の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関すること。	人事課
------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----

別表第32の1の長野県本人確認情報保護審議会の項及び長野県固定資産評価審議会の項中「市町村チーム」を

「市町村課」に改め、同1の長野県社会福祉審議会の項中

コモズ福祉チーム 子ども・家庭福祉チーム	を	地域福祉課 子ども・家庭福祉課
-------------------------	---	--------------------

に改め、同1の長野県介護保険審査会の項中

「長寿福祉チーム」を「長寿福祉課」に改め、同1の長野

県障害者施策推進協議会の項中「障害福祉チーム」を

「障害福祉課」に改め、同1の長野県保育士試験委員の項中

「子ども・家庭福祉チーム」を「子ども・家庭福祉課」に

改め、同1の長野県医療審議会の項から長野県国民健康保険審査会

の項まで中「医療チーム」を「医療政策課」に改め、長野

県地方精神保健福祉審議会の項を削り、同1の長野県精神医療審査会の項中「第12条」を「(昭和25年法律第123号)第12条」に改め、同1の長野県生活衛生適正化審議会の項中

「食の安全・生活衛生チーム」を「食品・生活衛生課」に

改め、同1の長野県麻薬中毒審査会の項中「薬務チーム」を

「薬事管理課」に改め、同項の次に次のように加える。

長野県交通安全対策会議	交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第16条の規定による長野県交通安全計画の作成及びその実施の推進並びに陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に関する県及び関係行政機関相互間の連絡調整等に関すること。	生活文化課
長野県農業共済保険審査会	農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第143条の2の規定による農業共済組合連合会の組合員の提起する保険に関する訴えの審査並びに農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金及び保険料等適正化に関する事項等についての調査審議に関すること。	農業政策課

別表第32の1の長野県森林審議会の項中

「森林づくりチーム」を「森林政策課」に改め、同1の長野

野県交通安全対策会議の項から長野県農業共済保険審査会の項までを削り、同1の長野県建設工事紛争審査会の項中

「県土活用支援チーム」を「土木政策課」に改め、同1の

長野県都市計画審議会の項中「都市計画チーム」を

「都市計画課」に改め、同1の長野県建築審査会の項から長野

県開発審議会の項まで中「建築まちづくりチーム」を

「建築管理課」に改め、同1の長野県私立学校審議会の項を削

り、同1の長野県防災会議の項及び長野県国民保護協議会の項中

「危機管理防災チーム」を「危機管理防災課」に改め、同

1の長野県土地利用審査会の項中「土地・景観チーム」を

「土地・景観課」に改める。

別表第32の2の名称の項中「チーム」を「課等」に改め、同項の次に次のように加える。

長野県特別職報酬等審議会	長野県特別職報酬等審議会条例（昭和39年長野県条例第93号）第2条の規定による県議会議員の報酬の額並びに知事、副知事及び出納長の給料の額及び退職手当の支給基準の審議に関すること。	人事課
--------------	-------------------------------------------------------------------------------------------	-----

別表第32の2の長野県公務災害補償等認定委員会の項及び長野県

公務災害補償等審査会の項中「職員サポートチーム」を

「職員課」に改め、同2の長野県情報公開審査会の項から長野県個人情報保護審査会の項まで中「情報公開・法規チーム」を

「情報公開・法務課」に改め、同項の次に次のように加える。

長野県行政機構審議会	長野県行政機構審議会条例（昭和39年長野県条例第92号）第2条の規定による長野県の行政機構の合理化に関する重要事項の調査審議に関すること。	行政改革推進課
------------	-----------------------------------------------------------------------	---------

別表第32の2の長野県障害者介護給付費等不服審査会の項中

「障害福祉チーム」を「障害福祉課」に改め、同2の長野

県青少年問題協議会の項中「こども・家庭福祉チーム」を

「こども・家庭福祉課」に改め、同2の長野県労働問題審議会

の項中「労働福祉チーム」を「労働福祉課」に改め、同2

の保健所運営協議会の項の次に次のように加える。

長野県地方精神保健福祉審議会	長野県地方精神保健福祉審議会条例（昭和40年長野県条例第47号）第1条の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議及び意見の具申に関すること。	健康づくり支援課
----------------	----------------------------------------------------------------------------------	----------

別表第32の2の長野県地方薬事審議会の項中「薬務チーム」

を「薬事管理課」に改め、同2の長野県環境審議会の項中

「地球環境チーム薬務チーム」を「環境政策課薬事管理課」に改め、同2の長野

県環境影響評価技術委員会の項中「地球環境チーム」を

「環境政策課」に改め、同2の長野県中小企業振興審議会の項

から長野県観光振興審議会の項まで中「産業政策チーム」を

「産業政策課」に改め、同項の次に次のように加える。

長野県職業能力開発審議会	長野県職業能力開発審議会条例（昭和34年長野県条例第3号）第1条の規定による職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項の調査審議に関すること。	雇用・人材育成課
--------------	------------------------------------------------------------------------------	----------

別表第32の2の長野県卸売市場審議会の項中

「産業政策チーム」を「農業政策課」に改め、同2の長野

県食と農業農村振興審議会の項中「農業政策チーム」を

「農業政策課」に改め、同2の長野県水防協議会の項及び長野

県住宅審議会の項を削り、同2の長野県治水・利水ダム等検討委員

会の項中「治水・利水対策推進チーム」を「土木政策課」

に改め、同項の次に次のように加える。

長野県水防協議会	長野県水防協議会条例（昭和24年長野県条例第45号）第1条及び水防法（昭和24年法律第193号）第8条の規定による長野県水防計画その他水防に関する重要事項の調査審議及び関係機関に対する意見の陳述に関すること。	河川課
長野県住宅審議会	長野県住宅審議会条例（昭和44年長野県条例第23号）第2条の規定による住宅に関する重要事項の調査審議に関すること。	建築管理課

別表第32の2の長野県特別職報酬等審議会の項から長野県男女共同参画審議会の項までを削り、同2の長野県総合計画審議会の項中

「commons政策チーム
土地・景観チーム
水と土・郷づくりチーム」を「企画課
土地・景観課
農地整備課」

に改め、同2の長野県景観審議会の項中「土地・景観チーム」

を「土地・景観課」に改め、同2に次のように加える。

長野県部落解放審議会	長野県部落解放審議会条例（昭和27年長野県条例第82号）第2条の規定による産業の振興及び職業の安定に関する事項その他の部落解放に関する重要事項の調査審議に関すること。	人権・男女共同参画課
長野県男女共同参画推進指導委員	長野県男女共同参画社会づくり条例（平成14年長野県条例第59号）第29条の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関すること。	人権・男女共同参画課
長野県男女共同参画審議会	長野県男女共同参画社会づくり条例第34条の規定による男女共同参画計画の策定に関する事項その他男女共同参画社会づくりに関する重要事項の調査審議に関すること。	人権・男女共同参画課

別表第33中経営戦略局の項、信州広報・ブランド室の項及びチーム又はセンターの項を削り、同表中

チーム、センター又は信州広報・ブランド室	企画幹	企画調整事務の総括掌理
	技術幹	チーム又はセンターの技術に関する専門的事務の総括掌理

を

課又はセンター	課長	課務又は所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	所長	
	企画幹	企画調整事務の総括掌理
	技術幹	課の技術に関する専門的事務の総括掌理
課長補佐	課長の職務遂行の補佐、課務の整理及び課長が特に命じた事務の処理	

に、

企画員	高度な企画調整事務
-----	-----------

を

係長	課務又は所務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理
企画員	高度な企画調整事務

に、

職員サポートチーム	医師	医療業務
-----------	----	------

を

人事課	行政監察員	行政監察
	職員相談員	職員の相談
職員課	医師	医療業務

に、「財産活用チーム」を「管財課」に、

「県税チーム」を「税務課」に改め、同表の県税収納推進

センターの項の次に次のように加える。

広報課	通信技師長	通信に関する技術業務
	副通信技師長	
	通信技師	

別表第33中「情報公開・法規チーム」を

「情報公開・法務課」に、「commons福祉チーム」を

「地域福祉課」に、「長寿福祉チーム」を

「長寿福祉課」に、「障害福祉チーム」を
 「障害福祉課」に、「障害者自律支援チーム」を
 「障害者自立支援課」に、「こども・家庭福祉チーム」を
 「こども・家庭福祉課」に、「医療チーム」を
 「医療政策課」に、「県立病院チーム」を
 「県立病院課」に、「健康づくりチーム」を
 「健康づくり支援課」に、

食の安全・生活衛生チーム	食鳥検査員	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）の規定による食鳥検査の事務並びに同法第20条及び第38条第1項の規定する職務
	農薬検査員	農薬取締法（昭和23年法律第82号）第13条第1項及び第3項に規定する職務
	肥料検査員	肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第1項及び第3項に規定する職務
	家畜防疫員	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に規定する家畜防疫員の職務
	薬事監視員	薬事法第69条第1項から第3項まで及び第70条第2項に規定する職務

を

食品・生活衛生課	食鳥検査員	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）の規定による食鳥検査の事務並びに同法第20条及び第38条第1項に規定する職務
----------	-------	--------------------------------------------------------------------------

に、「薬務チーム」を「薬事管理課」に、
 「地球環境チーム」を「環境政策課」に改め、同表の自然環境チームの項を削り、同表中「水資源チーム」を
 「水環境課」に改め、同表の生活排水対策チームの項から森林づくりチームの項までを次のように改める。

生活排水対策課	環境衛生指導員	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第20条に規定する職務
自然保護課	技術専門員	高度な技術指導

別表第33中「廃棄物対策チーム」を「廃棄物対策課」に、
 「廃棄物監視指導チーム」を「廃棄物監視指導課」に、
 「生活文化チーム」を「生活文化課」に、
 「ビジネス誘発チーム」を「ビジネス誘発課」に改め、同

表の農業政策チームの項及び農業生産振興チームの項を次のように改める。

農業政策課	農協検査幹	農協検査員としての職務及び農協検査員の事務の総括掌理
	主任農協検査員	農協検査員としての職務及び農協検査幹の職務遂行の補佐
	農協検査員	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第94条並びに農業災害補償法第142条の3及び第142条の4に規定する職務並びに同法第142条の2に規定する職務（検査に関するものに限る。）
	小作主事	地方自治法施行規程第17条第2項に規定する職務
	食品表示検査員	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第20条第2項に規定する職務
農業技術課	主任専門技術員	専門技術員としての職務及び専門技術員の事務の総括掌理
	副主任専門技術員	専門技術員としての職務及び主任専門技術員の職務遂行の補佐
	専門技術員	農業改良助長法第8条第2項に規定する職務及び改良普及員の指導
	農薬検査員	農薬取締法（昭和23年法律第82号）第13条第1項及び第3項に規定する職務
園芸特産課	肥料検査員	肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第1項及び第3項に規定する職務
	漁業監督吏員	漁業法（昭和24年法律第267号）第74条に規定する職務
	水産資源保護指導吏員	水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第32条第2項に規定する職務

畜産課	獣医師	獣医衛生業務
	獣医師検査員	獣医師法（昭和24年法律第186号）第21条第3項に規定する職務
	地方種畜検査委員	家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第33条第3項に規定する職務
	家畜防疫員	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に規定する家畜防疫員の職務
	飼料検査員	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項、第2項及び第3項に規定する職務
	薬事監視員	薬事法第69条第1項から第3項まで及び第70条第2項に規定する職務
	獣医療検査員	獣医療法（平成4年法律第46号）第8条第1項に規定する職務
農地整備課	主任専門指導員	専門指導員としての職務及び専門指導員の事務の総括掌理
	副主任専門指導員	専門指導員としての職務及び主任専門指導員の職務遂行の補佐
	専門指導員	土地改良事業の専門的指導
森林政策課	主任専門指導員	専門指導員としての職務及び専門指導員の事務の総括掌理
	副主任専門指導員	専門指導員としての職務及び主任専門指導員の職務遂行の補佐
	専門指導員	森林土木事業の専門的指導
	技術専門員	高度な技術指導

別表第33中「林業振興チーム」を「林業振興課」に改め、

同表の信州の木利用促進チームの項を次のように改める。

森林整備課	技術専門員	高度な技術指導
	森林害虫防除員	森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第11条に規定する職務
信州の木活用課	技術専門員	高度な技術指導

別表第33中「県土活用支援チーム」を「土木政策課」

に、「道路チーム」を「道路課」に、「河川チーム」を「河川課」に、「建築まちづくりチーム」を

「建築管理課」に、「住宅チーム」を「住宅課」に改め、同表の人財活用チームの項を削り、「消防チーム」を「消防課」に、「危機管理防災チーム」を「危機管理防災課」に改め、同表の信州コールセンターチームの項を削り、同表中「会計チーム」を「会計課」に、「第44条（第47条において準用する場合を含む。）」を「第42条」に、

検査チーム	工事検査員	工事及び工事に係る委託業務の検査並びに工事に係る指導監査
	農協検査幹	農協検査員としての職務及び農協検査員の事務の総括掌理
	主任農協検査員	農協検査員としての職務及び農協検査幹の職務遂行の補佐
農協検査員	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第94条並びに農業災害補償法第142条の3及び第142条の4に規定する職務並びに同法第142条の2に規定する職務（検査に関するものに限る。）	

を「

検査課	工事検査員	工事及び工事に係る委託業務の検査並びに工事に係る指導監査
-----	-------	------------------------------

」に改める。

別表第36の東京事務所の項を次のように改める。

東京事務所	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理

別表第36の地方事務所の項中「チームリーダー」を

「課長」に、「チームの事務」を「課務」に改め、「commons」に関する政策及び」を削り、

技術主幹	チームリーダーの技術に関する職務の遂行の補佐
------	------------------------

を

課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理
室長補佐	室長の職務遂行の補佐及び室務の整理

に、

地方種畜検査委員 (木曾を除く。)	家畜改良増殖法第33条第3項に規定する職務
----------------------	-----------------------

を

農業検査員	農業取締法第13条第1項及び第3項に規定する職務
獣医師検査員	獣医師法第21条第3項に規定する職務
肥料検査員	肥料取締法第30条第1項及び第3項に規定する職務
食品表示検査員	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第20条第2項に規定する職務
地方種畜検査委員 (木曾を除く。)	家畜改良増殖法第33条第3項に規定する職務
獣医療検査員	獣医療法第8条第1項に規定する職務

に改め、同表中

職員サポートセンター	センター長	センターの事務の掌理及び所属職員の指揮監督
------------	-------	-----------------------

を

総務事務センター	所長	事務の掌理及び所属職員の指揮監督
----------	----	------------------

に改め、同表の福祉事務所の項中

次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
----	-------------------

を

次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
次長補佐	次長の職務遂行の補佐及び所務の整理

に改め、同表の児童相談所の項中

チームリーダー (中央及び松本に限る。)	チームの事務の掌理及び所属職員の指揮監督
-------------------------	----------------------

を

課長(中央及び松本に限る。)	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
課長補佐(中央に限る。)	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理

に改め、同表の男女共同参画センターの項を次のように改める。

男女共同参画センター	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理

別表第36の信濃学園の項中

部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

を

部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督
課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督

に改め、同表の県立総合リハビリテーションセンターの項中

チームリーダー	チームの事務の掌理及び所属職員の指揮監督
---------	----------------------

を

課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理

に改め、同表の西駒郷地域生活支援センターの項中

自律支援幹	主任自律支援専門員	自律支援専門員	自律支援員
主任自律支援専門員	主任自立支援専門員	自立支援専門員	自立支援員
自律支援専門員	自立支援専門員	自立支援専門員	自立支援員
自律支援員	自立支援員	自立支援員	自立支援員

「専門的自律支援」を「専門的自立支援」に、「の自律支援」を「の自立支援」に改め、同表の技術専門校の項中

チームリーダー (長野、松本及び伊那に限る。)	チームの事務の掌理及び所属職員の指揮監督
----------------------------	----------------------

を

課長(長野、松本及び伊那に限る。)	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
課長補佐(長野及び松本に限る。)	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理

に改め、同表の保健所の項中

チームリーダー	チームの事務の掌理及び所属職員の指揮監督
---------	----------------------

を

課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理

に、

毒物劇物監視員	毒物及び劇物取締法第17条第1項及び第2項に規定する職務
農薬検査員	農薬取締法第13条第1項及び第3項に規定する職務
肥料検査員	肥料取締法第30条第1項及び第3項に規定する職務

を

毒物劇物監視員	毒物及び劇物取締法第17条第1項及び第2項に規定する職務
---------	------------------------------

に改め、同表の食肉衛生検査所の項中「チームリーダー」を「課長」に、「チームの事務」を「課務」に改め、同表の動物愛護センターの項中

チームリーダー	チームの事務の掌理及び所属職員の指揮監督
---------	----------------------

を

課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理

に改め、同表の環境保全研究所の項中「チームリーダー」を

部長	に、「チームの事務」を「部務」に改め、同表の諏訪
----	--------------------------

湖事務所の項中「チームリーダー」を「課長」に、「チームの事務」を「課務」に改め、同表の計量検定所の項中

チームリーダー	チームの事務の掌理及び所属職員の指揮監督
---------	----------------------

を

課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理

に改め、同表の工業技術総合センターの項中

チームリーダー	チームの事務の掌理及び所属職員の指揮監督
部門長	部門の事務の掌理及び所属職員の指揮監督

を

部門長	部門の事務の掌理及び所属職員の指揮監督
部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督

に改め、同表の木曾農林振興事務所の項中「チームリーダー」

を「課長」に、「チームの事務」を「課務」に、

地方種畜検査委員	家畜改良増殖法第33条第3項に規定する職務
----------	-----------------------

を

農薬検査員	農薬取締法第13条第1項及び第3項に規定する職務
獣医師検査員	獣医師法第21条第3項に規定する職務
肥料検査員	肥料取締法第30条第1項及び第3項に規定する職務
食品表示検査員	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第20条第2項に規定する職務
地方種畜検査委員	家畜改良増殖法第33条第3項に規定する職務
獣医療検査員	獣医療法第8条第1項に規定する職務

に改め、同表の病害虫防除所の項中

チームリーダー	チームの事務の掌理及び所属職員の指揮監督
---------	----------------------

を

課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
農薬検査員	農薬取締法第13条第1項及び第3項に規定する職務

に改め、同表の農業総合試験場 農事試験場 果樹試験場 野菜花き試験場 畜産試験場 中信農業試験場 南信農業試験場の項中

主任専門技術員 (農業総合試験場及び中信農業試験場に限る。)	専門技術員としての職務及び専門技術員の事務の総括掌理
副主任専門技術員 (農業総合試験場及び中信農業試験場に限る。)	専門技術員としての職務及び主任専門技術員の職務遂行の補佐
専門技術員 (農業総合試験場及び中信農業試験場に限る。)	農業改良助長法第8条第2項に規定する職務及び改良普及員の指導
野菜花き試験場 佐久支場	支場長 支場の事務の掌理及び所属職員の指揮監督

を

野菜花き試験場 佐久支場	支場長 支場の事務の掌理及び所属職員の指揮監督
-----------------	----------------------------

に改め、同表の家畜保健衛生所の項中「チームリーダー」

「課長」に、「チームの事務」を「課務」に、

獣医師	家畜衛生業務
-----	--------

を

獣医師	家畜衛生業務
飼料検査員	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第56条第1項、第2項及び第3項に規定する職務

に改め、同表の建設事務所の項及び千曲川流域下水道建設事務所の項中

チームリーダー	チームの事務の掌理及び所属職員の指揮監督
---------	----------------------

を

課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理

に改め、同表のダム管理事務所の項中「チームリーダー」を「課長」に、「チームの事務」を「課務」に改め、同表のコモンズ・砂防センターの項を次のように改める。

砂防事務所	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
	課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理

別表第36の佐久高速道事務所の項及び北信新幹線事務所の項中

チームリーダー	チームの事務の掌理及び所属職員の指揮監督
---------	----------------------

を

課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理

に改める。

別表第38の短期大学の項中

チームリーダー	チームの事務の掌理及び所属職員の指揮監督
---------	----------------------

を

課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理

に改め、同表の看護大学の項中「チームリーダー」を

「課長」に、「チームの事務」を「課務」に改める。

別表第41の県税収納推進センターの項を削り、同表中

「情報公開・法規チームリーダー」を

「情報公開・法務課長」に、

県土活用支援チームリーダー	土木政策課長
建築まちづくりチームリーダー	建築管理課長
地方事務所産業労働チームリーダー	地方事務所産業労働課長

「職員サポートセンター長」を「総務事務センター所長」に、

長野県上小地方事務所産業労働チームリーダー	長野県上小地方事務所産業労働課長
長野県上伊那地方事務所産業労働チームリーダー	長野県上伊那地方事務所産業労働課長
長野県松本地方事務所産業労働チームリーダー	長野県松本地方事務所産業労働課長
長野県長野地方事務所産業労働チームリーダー	長野県長野地方事務所産業労働課長
長野県佐久地方事務所産業労働チームリーダー	長野県佐久地方事務所産業労働課長
長野県諏訪地方事務所産業労働チームリーダー	長野県諏訪地方事務所産業労働課長
長野県下伊那地方事務所産業労働チームリーダー	長野県下伊那地方事務所産業労働課長
長野県木曾地方事務所産業労働チームリーダー	長野県木曾地方事務所産業労働課長
長野県北安曇地方事務所産業労働チームリーダー	長野県北安曇地方事務所産業労働課長
長野県北信地方事務所産業労働チームリーダー	長野県北信地方事務所産業労働課長

「地方事務所農業自律チームリーダー」を「地方事務所農政課長」に改め

る。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年11月1日から施行する。
(測量業者登録簿閲覧に関する規則等の一部改正)
- 2 次に掲げる規則の規定中「長野県土木部県土活用支援チーム」を「長野県土木部土木政策課」に改める。
 - (1) 測量業者登録簿閲覧に関する規則(昭和37年長野県規則第5号)第2条
 - (2) 建設業法施行細則(昭和47年長野県規則第8号)第3条第1項
 - (3) 浄化槽法施行細則(昭和60年長野県規則第33号)第2条第1項
 - (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則(平成13年長野県規則第36号)第3条第1項
(地すべり等防止法施行細則等の一部改正)
- 3 次に掲げる規則の規定中「コムズ・砂防センター」を「砂防事務所」に改める。
 - (1) 地すべり等防止法施行細則(昭和34年長野県規則第16号)第9条第2号
 - (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則(昭和44年長野県規則第57号)第13条第1項
 - (3) 長野県砂防指定地管理規則(平成15年長野県規則第21号)第17条
(宅地建物取引業法施行細則等の一部改正)
- 4 次に掲げる規則の規定中「長野県住宅部建築まちづくりチーム」を「長野県住宅部建築管理課」に改める。
 - (1) 宅地建物取引業法施行細則(昭和40年長野県規則第11号)第4条第1項
 - (2) 不動産特定共同事業者名簿閲覧に関する規則(平成7年長野県規則第19号)第2条
(長野県報発行規則の一部改正)
- 5 長野県報発行規則(昭和33年長野県規則第32号)の一部を次のように改正する。
第7条第1号中「チーム及び室並びに」を「課及び」に改める。
(長野県県税に関する規則の一部改正)
- 6 長野県県税に関する規則(昭和34年長野県規則第67号)の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「長野県総務部県税チーム」を「長野県総務部税務課」に改め、同条第3号中「地方事務所県税チーム」を「地方事務所税務課」に改める。
第118条第1号中「長野県総務部県税チーム」を「長野県総務部税務課」に改め、同条第2号中「地方事務所県税チーム」を「地方事務所税務課」に改める。
様式第8号の一般用の第3片の備考の3の表の県たばこ税の項
中 「長野県総務部県税チーム」を「長野県総務部税務課」に改め、同様式の鉦
区税使用中 「長野県総務部県税チーム」を「長野県総務部税務課」に、
「(納付場所→指定金融機関総括店→県庁 県税チーム保管)」を
「(納付場所→指定金融機関総括店→県庁 税務課保管)」に、

「長野県総務部県税チーム」を

「長野県総務部税務課」に、

「長野県総務部県税チーム」を

「長野県総務部税務課」に改める。

様式第10号の自動車税用の表面中

「長野県総務部県税チーム」を

「長野県総務部税務課」に、「(県税チーム保存)」を

「(県税税務課保存)」に改める。

様式第11号の自動車税手書き用の第1片中

「長野県総務部県税チーム」を「長野県総務部税務課」に、

「(納付場所→指定金融機関総括店→総務部県税チーム)」を

「(納付場所→指定金融機関総括店→総務部税務課)」に改め、同

自動車税手書き用の第2片及び第3片中

「長野県総務部県税チーム」を「長野県総務部税務課」に改

め、同様式の自動車税オンライン端末用中

「長野県総務部県税チーム」を

「長野県総務部税務課」に、

「(納付場所→八十二銀行県庁内支店→総務部県税チーム)」を

「(納付場所→八十二銀行県庁内支店→総務部税務課)」に、

「長野県総務部県税チーム」を「長野県総務部税務課」に改

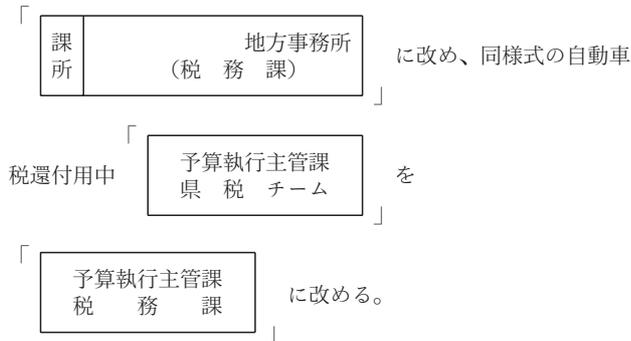
める。

様式第37号の一般用の表面中

「地方事務所(県税チーム)」を

「課 地方事務所(税務課)」に改め、同様式の複数税

目・複数年度充当中 「地方事務所(県税チーム)」を



様式第38号中「地方事務所県税チーム（長野県総務部県税チーム）」を「地方事務所税務課（長野県総務部税務課）」に改める。

（建築基準法施行細則の一部改正）

7 建築基準法施行細則（昭和35年長野県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「住宅部建築まちづくりチーム」を「住宅部建築管理課」に改める。

第18条中「長野県住宅部建築まちづくりチーム」を「長野県住宅部建築管理課」に改める。

（事務処理規則の一部改正）

8 事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「室、チーム」を「課」に、「部長等」を「部長課長等」に改め、同条第2項中「部長等」を「部長課長等」に改める。

第6条第1項中「経営戦略局長、」を削り、同条第2項中「チームリーダー（信州広報・ブランド室次長及び）」を「課長（）」に、「チームリーダー」を「課長」に、「前項」を「前項、次項」に改め、同条第3項中「前項の規定にかかわらず」を「本庁の係長又は係を置いて分掌させている事務以外の事務について課長があらかじめ指定した職員が専決する事項は」に、「は、チームリーダーがあらかじめ指定した職員に専決させることができる」を「とする」に改め、同条第4項中「会計チーム会計審査幹又は会計チームリーダーがあらかじめ指定した職員」を「会計課会計審査幹又は出納決算係長」に改める。

第9条第1項及び第2項中「経営戦略局長」を「総務部長」に改め、同条第3項中「会計チームリーダー」を「会計課長」に改め、同条第4項中「チームリーダー」を「課長」に改め、同条第5項の表の経営戦略局長の項を削り、同表の生活環境部長の項中「チームリーダー」を「課長」に改め、「又は技監」を削り、同表の林務部長の項及び危機管理局長の項中「チームリーダー」を「課長」に改める。

第9条第6項中「チームリーダー」を「課長」に改め、同条第7項中「チームリーダーが不在」を「課長が不在」に、「あらかじめチームリーダー」を「課長補佐（課長補佐が複数の課にあつては課長があらかじめ指定した課長補佐、県税収納推進センター及び建設産業総合支援センターにあつては所長があらかじめ指定した職員。以下この項において同じ。）が、課長及び課長補佐がともに不在のときは、あらかじめ課長」に改め、同条第8項中「会計チーム会計審査幹」を「会計課会計審査幹」に改める。

別表第2の1中「コモンズ・砂防センター」を「砂防事務所」に改め、同2中「コモンズ・砂防センター所長。」を「砂防事務所所長」に改め、同5の(33)中「(38)まで、(39)のア」を「(39)まで、

(40)のア」に、「(40)、(42)から(48)まで、(50)、(53)(土地改良事業に係るものを除く。)並びに(54)から(64)」を「(41)、(43)から(66)」に改め、同(88)を同(90)とし、同(87)のイ中「(84)まで、(86)及び(88)」を「(86)まで、(88)及び(90)」に改め、同(87)を同(89)とし、同(86)中「職員サポートチームリーダー」を「職員課長」に改め、同(86)を同(88)とし、同(61)から(85)までを2ずつ繰り下げ、同(60)中「(幹線として位置付ける林道に係るものを除く。）」を削り、同(60)を同(62)とし、同(59)を同(61)とし、同(58)を同(60)とし、同(57)のアの(7)のc中「(77)のアの(7)」を「(79)のアの(7)」に、「(77)のアの(エ)」を「(79)のアの(エ)」に改め、同(57)を同(59)とし、同(53)から(56)までを2ずつ繰り下げ、同(52)中「(幹線として位置付ける農道に係るものを除く。スにおいて同じ。）」を削り、同(52)を同(54)とし、同(46)から(51)までを2ずつ繰り下げ、同(45)のキを同ケとし、同エからカまでを同カからクまでとし、同ウの次に次の事項を加える。

エ 獣医師法（昭和24年法律第186号）の規定に基づく次の事項

(7) 第21条第3項の規定による診療簿及び検案簿の検査

(4) 第22条の規定による届出の受理

オ 獣医療法（平成4年法律第46号）の規定に基づく次の事項

(7) 第3条及び第7条の規定による診療施設の開設等の届出の受理

(4) 第8条第1項及び第2項の規定による報告の徴収及び立入検査

別表第2の5の(45)を同(47)とし、同(47)の前に次の事項を加える。

(46) 農薬及び肥料の取締りに関する事項

ア 農薬取締法（昭和23年法律第82号）の規定に基づく次の事項

(7) 第8条第1項及び第2項の規定による届出の受理

(4) 第13条第1項及び第3項の規定による報告の徴収及び農薬の収集並びに立入検査

イ 肥料取締法（昭和25年法律第127号）の規定に基づく次の事項

(7) 第23条の規定による販売業務についての届出の受理

(4) 第29条第3項の規定による販売業者からの報告の徴収

別表第2の5の(44)を同(45)とし、同(38)から(43)までを1ずつ繰り下げ、同(37)の次に次の事項を加える。

(38) 食品の表示に関する事項

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）の規定に基づく次の事項

ア 第20条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査

イ 第21条第1項の規定による申出の受理

ウ 第21条第2項の規定による調査

別表第2の14の(13)を削り、同(14)を同(13)とし、同(15)から(20)までを1ずつ繰り上げ、同(21)及び(22)を削り、同(23)を同(20)とし、同(24)から(53)までを3ずつ繰り上げ、同15中「(13)、(15)、(21)、(22)、(27)のウ及び(41)から(49)」を「(14)、(24)のウ及び(38)から(46)」に改め、同27中「(38)まで、(39)のア」を「(39)まで、(40)のア」に、「(40)、(42)から(48)まで、(50)、(53)(土地改良事業に係るものを除く。)並びに(54)から(64)」を「(41)、(43)から(66)」に改め、同38の(7)のウの(7)及び同(8)のアの(ウ)中「コモンズ・砂

防センター」を「砂防事務所」に改め、同(21)を削り、同(22)を同(21)とし、同(23)から(25)までを1ずつ繰り上げ、同41中「コモンズ・砂防センター所長」を「砂防事務所長」に、「コモンズ・砂防センターの」を「砂防事務所の」に改める。

別表第3の2中「同(52)のシ」を「同(38)、同(46)のアの(イ)及びイの(イ)、同(54)のシ」に、「同38の(21)において引用する場合を含む。）、同(59)のイの(ウ)、同(60)のア」を「）、同(61)のイの(ウ)、同(62)のア」に、「同38の(21)において引用する場合を含む。）、同(67)のイ」を「）、同(69)のイ」に、「同(68)、同(71)のカ」を「同(70)、同(73)のカ」に、「同(72)のイの(イ)」を「同(74)のイの(イ)」に、「同(75)のアの(ア)」を「同(77)のアの(ア)」に、「同(76)のアの(ウ)」を「同(78)のアの(ウ)」に、「(77)のアの(ト)」を「(79)のアの(ト)」に、「同(79)のアの(ス)」を「同(81)のアの(ス)」に、「(81)のアの(イ)」を「(83)のアの(イ)」に、「(84)のキ」を「(86)のキ」に改め、同4中「同(14)のアの(ク)」を「同(13)のアの(ク)」に、「同(15)のアの(ヌ)」を「同(14)のアの(ス)」に、「同(16)のウ」を「同(15)のウ」に、「同(18)、同(20)のアの(ア)、同(21)、同(22)のアの(イ)及びイの(イ)、同(23)のア」を「同(17)、同(19)のアの(ア)、同(20)のア」に、「同(24)のア」を「同(21)のア」に、「同(25)のアの(エ)、同(26)のアの(ウ)、同(27)のアの(エ)、同(28)のアの(カ)」を「同(22)のアの(エ)、同(23)のアの(ウ)、同(24)のアの(エ)、同(25)のアの(カ)」に、「同(29)のアの(エ)」を「同(26)のアの(エ)」に、「同(30)のアの(ク)、同(31)のオ、同(32)、同(33)のアの(ヘ)」を「同(27)のアの(ク)、同(28)のオ、同(29)、同(30)のアの(ヘ)」に、「同(34)のアの(ア)、同(35)から同(38)」を「同(31)のアの(ア)、同(32)から同(35)」に、「同(39)のイ並びに同(50)」を「同(36)のイ並びに同(47)」に改める。

別表第4の(10)及び(12)中「経営戦略局長」を「総務部長」に改め、同(14)中「チームリーダー」を「課長」に改める。

「
(別表第5)(第6条関係)

別表第5中 チームリーダーが専決する事項 を

「
(別表第5)(第6条関係)

課長が専決する事項 に改め、同1中「チームリー

ダー」を「課長」に改め、同2中「財産活用チームリーダー」を「管財課長」に改め、同3中「職員サポートチームリーダー」を「職員課長」に改め、同4中「事務サービスチームリーダー」を「総務事務課長」に改める。

別表第6中「会計チーム会計審査幹及び会計チームリーダーがあらかじめ指定した職員」を「会計課会計審査幹及び出納決算係長」に、同1中「会計チームリーダー」を「会計課長」に改め、同2中「会計チームリーダーがあらかじめ指定した職員」を「出納決算係長」に改める。

別表第7の7及び8中「コモンズ・砂防センター所長」を「砂防事務所長」に改め、同9中「職員サポートセンター長」を「総務事務センター所長」に改め、同(1)中「(職員サポートセンター)を「(総務事務センター)に、「長野県佐久職員サポートセンター」を「長野県佐久総務事務センター」に、「長野県上小職員サポートセンター」を「長野県上小総務事務センター」に、「長野県諏訪職員サポートセンター」を「長野県諏訪総務事務センター」に、「長野県上伊那職員サポートセンター」を「長野県上伊那総務事

務センター」に、「長野県下伊那職員サポートセンター」を「長野県下伊那総務事務センター」に、「長野県松本職員サポートセンター」を「長野県松本総務事務センター」に、「長野県長野職員サポートセンター」を「長野県長野総務事務センター」に、「長野県北信職員サポートセンター」を「長野県北信総務事務センター」に改める。

別表第9の1中「コモンズ・砂防センター所長」を「砂防事務所長」に改め、同8中「福祉事務所長」の前に「長野県東京事務所長、長野県消防学校長、」を加え、「看護専門学校長、介護センター所長」を「長野県男女共同参画センター所長、看護専門学校長」に改め、同8の(1)中「次長(」を「次長(長野県東京事務所及び)に、「次長)」を「次長)、事務長」に改め、同12中「長野県東京事務所長、職員サポートセンター所長、長野県消防学校長」を「総務事務センター所長」に改め、「長野県飯田児童相談所長」の前に「介護センター所長」を加え、「長野県男女共同参画センター所長」を削る。

(被服貸与規則の一部改正)

9 被服貸与規則(昭和39年長野県規則第24号)の一部を次のように改正する。

別表の1の(18)の項中「NCオペレーション科、テクニカルマイコン科、建築科」を「NC機械システム科、コンピュータシステム科、システム設計科」に、「及びNCオペレーション科」を「、NC機械システム科及び機械科」に、「、テクニカルマイコン科及び」を「及び」に改め、同1の(24の2)の項中「上田食肉衛生検査所検査第二チーム」を「上田食肉衛生検査所検査第二課」に改め、同1の(24の3)の項中「けんこうチーム」を「けんこう課」に改め、同1の(25)の項中「動物保護管理技師」を「動物保護管理技師及び動物コーディネーター」に改め、同1の(47)の項中「生活環境部、」を削り、同表の2の(2)の項中「自律教育諸学校」を「盲・ろう・養護学校」に改める。

(長野県収入証紙規則の一部改正)

10 長野県収入証紙規則(昭和39年長野県規則第62号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第9条第1項第3号から第19号」を「第9条第1項第10号から第26号」に改める。

第5条第2項中「チーム」を「課」に改め、同条第3項中「チームの」を「課の」に、「会計チームリーダー」を「会計課長」に改める。

「現地機関等の長 ㊦
様式第2号中 (チームリーダー) 」

「現地機関等の長 ㊦
(課の長) 」に改める。

(知事及び出納長の職務代理者を定める規則の一部改正)

11 知事及び出納長の職務代理者を定める規則(昭和39年長野県規則第64号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「経営戦略局長」を「総務部長」に改める。

第2条中「会計チームリーダー」を「会計課長」に改める。

(財務規則の一部改正)

12 財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「チーム」を「課」に改め、「若しくは課」を削り、同条第5号中「チーム」を「課」に改める。

第5条第1項中「チーム」を「課」に改め、同条第2項中「経営戦略局長」を「総務部長」に、「チーム」を「課」に改め、同条第4項中「チーム」を「課」に改める。

第12条、第14条から第17条まで、第18条第1項から第4項まで、第19条第1項、第21条、第22条、第23条第1項から第3項まで、第24条第1項から第3項まで、第25条第1項から第3項まで、第26条第1項及び第2項、第27条第1項及び第2項、第28条並びに第29条中「経営戦略局長」を「総務部長」に改める。

第48条中「チーム」を「課」に改める。

第53条第1項中「会計チームリーダー」を「会計局会計課長」

に、「県税チームリーダー」を「税務課長」に改める。

第74条第2項第1号中「チーム」を「課」に改める。

第115条（見出しを含む。）中「財政改革チームリーダー」を「財政課長」に改める。

第161条、第162条第1項及び第2項、第164条、第165条第1項並びに第287条中「チーム」を「課」に改める。

第292条第2項中「経営戦略局長」を「総務部長」に改める。

別表第1の1中「佐久地方事務所」を「自治研修所 東京事務所 短期大学 佐久地方事務所」に改め、同表の3中「佐久家畜保健衛生所 伊那家畜保健衛生所 飯田家畜保健衛生所 松本家畜保健衛生所 長野家畜保健衛生所 須坂病院」を「須坂病院」に改め、同表の6中「水産試験場」を「佐久家畜保健衛生所 伊那家畜保健衛生所 飯田家畜保健衛生所 松本家畜保健衛生所 長野家畜保健衛生所 水産試験場」に改め、同表の8中「犀川コモンズ・砂防センター 姫川コモンズ・砂防センター 土尻川コモンズ・砂防センター」を「犀川砂防事務所 姫川砂防事務所 土尻川砂防事務所」に改め、同表の9を削り、同表の10を同表の9とし、同表の11を同表の10とし、同表の12中「松本青年の家 小諸青年の家 松川青年の家」を「松川青年の家」に改め、同12を同表の11とし、同表の13を同表の12とする。

別表第2の1の(2)及び2の(4)のA中「財政改革チームリーダー」を「財政課長」に改める。

様式第3号の表中 「チーム(所)名」を

「課(所)名」に改める。

様式第4号の現金用及び有価証券用中

「チーム(所)名」を「課(所)名」に改め、同様式の

土地用のその1 総括表中「チーム(所)名」を「課(所)名」に改め、同様式の美術品用のその1 総括表中

「チーム(所)名」を「課(所)名」に改める。

様式第10号中 「チーム所名」を「課所名」に改める。

様式第13号中 「チーム所名」を「課所名」に改める。

様式第17号中 「予算計上チーム」を「予算計上課」に

に改める。

様式第19号中「| 主管チーム用 |」を「| 主管課用 |」に、
「予算執行
主管チーム」を「予算執行
主管課」に改める。

様式第21号及び様式第22号中「チーム(所)名」を「課(所)名」に改める。

様式第24号中 「チームリーダー」を「課長」に改め、
同様式の備考の1中「チーム」を「課」に改める。

様式第25号中 「チームリーダー」を「課長」に改め、
同様式の備考中「チーム」を「課」に改める。

様式第29号中 「チームリーダー」を「課長」に改め、
同様式の備考中「チーム」を「課」に改める。

様式第32号中「チーム(所)名」を「課(所)名」に改める。

様式第36号中 「執行チーム所名」を「執行課所名」に
改める。

様式第53号中 「チーム所」を「課所」に改める。

様式第60号中「(会計チームリーダー経由)」を「(会計局会計課長経由)」に改める。

様式第61号中「所(チーム)」を「所(課)」に改める。

様式第63号中 「チーム計」を「課計」に改める。

様式第64号の1 歳出の備考の6中「財政改革チーム」を「財政課」に改める。

様式第65号、様式第69号及び様式第70号中 「チーム計」を
「課計」に改める。

様式第77号中「チーム()」を「課()」に改め、同様式の備考の2中「チーム計」を「課計」に改める。

様式第78号中 「再配当先チーム所」を

「再配当先課所」に、「主管チーム」を「主管課」
に改める。

様式第79号中 「財政改革チームリーダー」を

「財政課長」に「流用チーム」を「流用課」に改める。